

議案第 3 4 号

日出町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

令和 7 年 6 月 2 日 提 出

日出町長 安 部 徹 也

日出町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

日出町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年日出町条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 3 号中「規定する 特定満 3 歳以上保育認定子ども」を「規定する特定満 3 歳以上保育認定子ども」に改める。

第 1 5 条第 1 項中「教育・保育認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 1 6 条第 1 項中「同じ」を「以下同じ」に改める。

第 3 4 条第 1 項中「次」を「次の各号」に改める。

第 3 8 条第 2 項中「法同条第 1 号」を「法第 1 9 条第 1 号」に改める。

第 4 2 条第 2 項中「第 7 3 条第 1 項」を「附則第 7 3 条第 1 項」に改める。

第 4 4 条第 1 項中「第 5 項」を「第 7 項」に改め、同項第 1 号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第 3 号中「第 4 項第 1 号」を「第 6 項第 1 号」に改め、同条中第 9 項を第 1 1 項とし、第 4 項から第 8 項までを 2 項ずつ繰り下げ、同条第 3 項中「前項の場合に

において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を」を「前項各号の代替保育連携協力者とは、」に、「として適切に確保しなければならない」を「であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう」に改め、同項第1号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 町長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第44条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 町長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの

役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第4条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、条例を整理したいので提出する。